

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月7日発行
Vol.632

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・小高放課後子ども教室
「エネルギー体験学習」 ----- 2
- ・新庁舎建設基本設計市民説明会 -- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 16
- 郡山市 ----- 23

令和6年

3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書
の請求が便利
になります



1 どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口で
請求できます!

2 まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます!

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

添付チラシをご覧ください。

23ページの「郡山市からのお知らせ」も
あわせてご覧ください。

1/26 金

小高放課後子ども教室「エネルギー体験学習」

小高小学校において、小高放課後子ども教室「エネルギー体験学習」が1月26日に開催されました。

電気をテーマとしたこの体験学習では、子どもたちが風力発電工作キットを使用し、ペットボトルからプロペラを作りました。また、水素エネルギーを使用するリモコン車を操作し、水素エネルギーを体感しました。



2/5 月

新庁舎建設基本設計市民説明会

市では2月5日、新庁舎建設の基本設計に関する市民説明会をサンライフ南相馬で開催しました。今後は、2月7日に小高区、2月8日に鹿島区、2月11日に原町区でも開催する予定です。

新庁舎建設事業について、市は令和4年8月に新庁舎建設基本計画を策定し、令和5年3月から基本設計業務に取り組んでいます。

基本設計は、新庁舎建設基本計画の中で検討するとしていた項目を中心に庁内で検討を進めてきましたが、この度、一定程度の図面に落とし込むことができたことから、説明会を開催しました。

当日は、市職員が基本設計の概要と整備スケジュールなどを説明し、市民の皆さんから質問や意見を寄せていただきました。





南相馬市からのお知らせ

令和6年度南相馬市会計年度任用職員募集

2月1日HP更新

南相馬市では、令和6年4月1日から任用する会計年度任用職員を募集します。
会計年度任用職員とは、1年度内(4月1日から翌年3月31日まで)で勤務する職員です。

募集職種

一般事務員	事務補助(市役所・区役所等)	自動車運転手
消費生活相談員	技能労務員(クリーンセンター・リサイクルプラザ)	作業員(クリーンセンター・リサイクルプラザ)
作業員(リサイクルプラザ)障がい者枠	介護認定調査員	看護師(保健センター)
専門技能員(高松ホーム)	農業経営所得安定対策支援員	鳥獣捕獲専任員
看護師(復興拠点施設)	保健師(母子健康包括支援センター)	放課後児童支援補助員
家庭児童相談員	一般事務員(ファミリーサポートセンター)	保育士(ことばの教室)
保育士、幼稚園教諭、保育教諭	栄養士(保育園、こども園)	調理員(保育園、こども園)
看護師・准看護師(保育園、こども園)	幼稚園介助員	保育園・こども園介助員
事務補助(生涯学習センター)	事務補助(学校)	学校介助員
看護師(小学校)	学習支援員	教育指導員(学習支援センター、適応指導教室)
調理員(学校)	一般事務員(学校給食センター)	事務補助(博物館)
学芸員	生涯学習指導員	施設管理員(生涯学習センター)
司書	看護師(総合病院)	看護助手(総合病院)
医局秘書(総合病院)	医療専門事務(総合病院)	医療専門事務(小高診療所)
准看護師(総合病院)	事務補助(総合病院)	看護師(小高診療所)

次ページへ続きます 

▶ 会計年度任用職員募集職種(令和6年4月1日採用者) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/060401syokusyu.pdf>



注意 応募にあたり、年齢制限はありません(一部、深夜業(夜勤)がある職種については、18歳以上となります。)が、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募することができません。

注意 応募はお一人当たり1つの職種とさせていただきます。一人で複数の職種に応募はできません。

募集案内・申込書等のダウンロード

募集案内・申込書は総務課、市民課、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、ハローワーク相双においても配布しています。

▶ 会計年度任用職員募集要項(令和6年4月1日採用者) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/060401bosyuuyoukou.pdf>



▶ 会計年度任用職員応募申込書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/060401mousikomisyo2.pdf>



募集期間

2月1日(木)～2月14日(水) 【消印有効】

応募方法

南相馬市役所 総務課(市役所本庁舎3階)へ持参または郵送

■ 持参の場合

総務課(市役所本庁舎3階) 平日 午前9時～午後5時

■ 郵送の場合

【送付先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市役所 総務課 人事給与係

注意 提出書類は返却しません。あらかじめご了承ください。

次ページへ続きます 

提出書類

- 会計年度任用職員応募申込書
- 資格・免許の写し
 - ※「会計年度任用職員募集職種(令和6年4月1日採用者)」の資格要件に、必要な資格が記載されています。

選考方法

書類審査、面接を実施します。面接日は後日ご連絡します。

任用期間

4月1日～令和7年3月31日の期間内(一会計年度を超えない範囲)

- 注意** 勤務成績などの評価により、公募によらない再度の任用を連続2回(3年間)を限度として行う場合があります。その後も勤務を希望する場合は、再度、公募による選考となります。

給与等

- 毎月、給料のほか通勤方法などに応じ通勤手当が支給されます。(支給日 毎月21日)
- 勤務期間に応じ、期末手当が支給されます。(6月15日、12月5日)

休暇等

- 年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)等があります。
- 定期健康診断、ストレスチェックの適用があります。

問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222

令和5年度個人積算線量測定(令和5年4月～6月)結果

2月1日HP更新

実施概要

- (1)測定期間 令和5年4月～6月
 (2)測定者数 450人
 (内訳 乳幼児:1人、小学生:18人、中学生:9人、高校生:8人、一般414人)

実施結果

- 測定期間中の個人追加被ばく線量は、平均で0.05ミリシーベルトとこれまで同様、低い結果となりました。
- 3カ月間の積算線量を年間の追加被ばく線量に換算すると、全体の98.4%に当たる443人が1ミリシーベルト未満でした。

注意 3カ月間の個人追加被ばく線量を報告するにあたり、茨城県大洗町の平成23年3月11日以前の自然放射線量である0.54mSv/年(3カ月間で0.135mSv)を差し引いています。また、地質などによって自然放射線量には地域により差異があります。

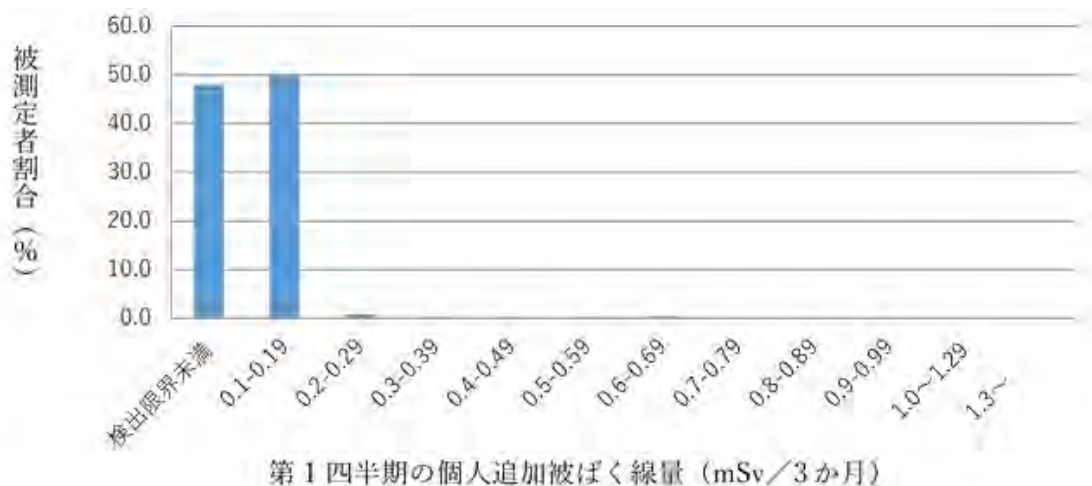
今回の評価

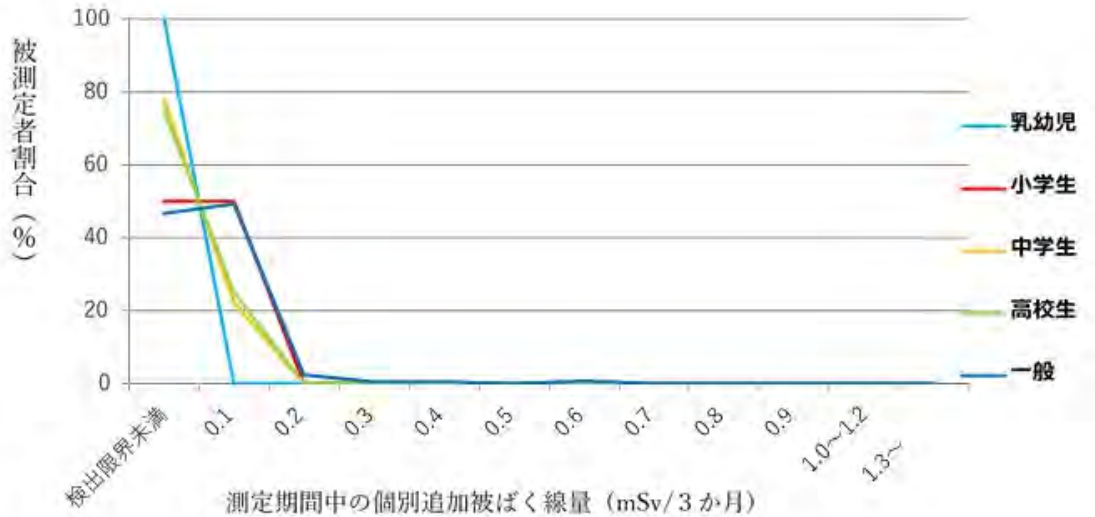
測定結果について、南相馬市放射線健康対策委員長から次のとおり評価およびコメントを得ました。

● 評価およびコメント

これまでの科学的知識で判断すると、昨年度の結果同様、測定者全員の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルではありませんでした。

【測定結果】

次ページへ続きます 



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

TEL 0244-44-2121

コンビニ交付サービスの一時停止のお知らせ

2月1日HP更新

システムメンテナンスなどの作業に伴い、次の日程で、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」を停止します。

停止する日時および停止するサービスの種類

停止する日時	停止するサービス	停止の理由
2月12日(月・祝) 午前6時30分から	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・戸籍の附票の写し 	コンビニ交付システムのバージョンアップ作業のため
2月16日(金) 午後11時まで		
2月18日(日) 午前6時30分から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・課税/所得証明書 ・戸籍の利用登録申請 	庁舎の電気設備点検による停電のため

問い合わせ

市民生活部 市民課 窓口サービス係

TEL 0244-24-5235

「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)の導入」

について、ご意見を募集します

2月1日HP更新

市では、パートナーシップ関係にある性的少数者などの社会生活上の生きづらさを軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うため「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

導入にあたり、パブリックコメント手続き(市民意見提出制度)を実施します。皆さんの意見や提案をお寄せください。

公表期間および意見等の提出期間

2月1日(木)から2月20日(火)まで

素案の公表場所(閉庁日、休館日を除く)

市民課総合案内窓口、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

意見等の提出方法

意見提出の書式は自由です。

意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。

※ 法人または団体で提出する場合は、名称、所在地および代表者名を明記してください。

- ▶ パブリックコメント「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)の導入」に対する意見入力フォーム

https://www.city.minamisoma.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/336?page_no=24439

**詳細資料**

- ▶ 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(概要版) [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/202401311350_gaiyo.pdf



- ▶ 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/202401311350.pdf>



次ページへ続きます

- ▶ 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)(ふりがな入り) [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/202401311350_furigana.pdf



担当課

市民生活部 市民課

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27(本庁舎1階)

TEL 0244-24-5235

FAX 0244-24-3281

E-mail shimin@city.minamisoma.lg.jp



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663



南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [2/2~2/9]

- 毎時 00分~ オープニング&今週の番組
 02分~ 令和5年度 南相馬市表彰式
 13分~ 原町区二見町二行政区 -防災訓練×交流会-
 31分~ 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター もうひとつの選択肢“ADR”
 34分~ 定額タクシー「みなタク」サービスのご案内
 39分~ 南相馬市いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1編
 46分~ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課
 51分~ 四季百景~南相馬 山紫水明の間から~
 57分~ 気をつける“ショートメール編”
 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みゆーくん



浪江町からのお知らせ

令和5年度第6回浪江町営住宅入居者募集

2月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 2月募集のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19934.pdf>

募集期間

2月8日(木)～2月21日(水) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	1
			2LDK	一般住宅	-
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	-
			1LDK	優先住宅 注意	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	3
2LDK			一般住宅	-	
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	1

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- 市町村の税の滞納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19935.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19936.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19937.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19938.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19939.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18149.pdf>



● 解体状況がわからない方

▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



● 前年1月以降に就職・転職した方

▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



● 前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



次ページへ続きます 

●諸事情により申し込み後に辞退される方

▶ 町営住宅入居辞退届[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>

申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課住宅係 ※期間内必着

〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町HP 令和6年1月「まちの話題」から

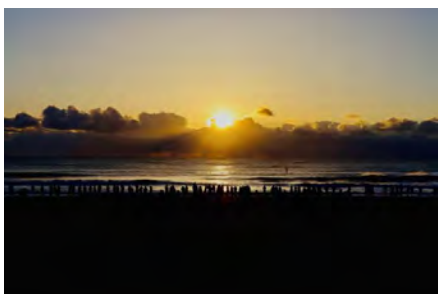
2024あるけあるけ初日詣大会

1月1日(月・祝)、新春の吉例行事「あるけあるけ初日詣大会」が開催されました。

「一年の計は元旦にあり」と、今年一年の健康増進の思いを込め、まだまだ暗い早朝5時、道の駅なみえに集合し、請戸海岸まで約5キロメートルの道のりを歩きました。

請戸海岸では約500人の皆さんが、家内安全、無病息災などそれぞれの思いを願いました。

また、和太鼓演奏、神楽披露やミカンの福まきも行われ、新春を祝いました。



二十歳を祝う会

1月6日(土)、秋桜アリーナにおいて二十歳を祝う会が開催されました。

色とりどりの振り袖や、真新しいスーツに身を包んだ30人が二十歳を祝う会に参加し、昔と変わらない笑顔の旧友を見つけると、13年ぶりの再会を喜ぶ声が会場内に響き渡りました。

式典冒頭では、東日本大震災および能登半島地震の犠牲者に対して黙とうするとともに、哀悼の意を捧げました。吉田栄光町長は式辞で「自分を信じ、勇気をもって前に進み、日常に追われても、故郷を思うたびに今日の気持ちを思い出し、再び前に進んで欲しい」とエールを送りました。

町の記念品を須藤伶さん(津島)が代表で受け取り、誓いの言葉では、菅野いちごさん(苅野)が「町を離れてどれだけ時間がたって、浪江町が故郷であることは変わらない。一人の大人としての責任を持ち、それぞれの道を歩んでまいります」と決意を新たにしました。式典に参加した小中学校の恩師6人、家族らが、大人としての第一歩を進む参加者たちの晴れやかな門出を祝いました。



請戸漁港出初式

請戸漁港において令和6年出初式が開催されました。

「安全操業」「大漁満足」を祈念する神事が執り行われた後、大漁旗をなびかせた11隻の漁船が出港し、漁業の安全と豊漁を祈願しました。

今後も請戸漁港で水揚げされた新鮮な「請戸もの」が、県内のみならず全国に流通することで、浪江町の復興している姿が発信されることが期待されます。



令和6年浪江町消防団出初式

1月14日(日)、秋桜アリーナにおいて浪江町消防団出初式が行われました。

町内で東日本大震災後、初めての出初式となったこの日は、全国の避難先から全7分団100人の団員が集合し、閲団・分列行進に臨み、今年一年の防災・防火への決意を新たにしました。



ハマカルシネマデイズ in 浪江

1月26日(金)・27日(土)・28日(日)、秋桜アリーナにおいてハマカルシネマデイズ in 浪江が開催され、映画の鑑賞や映画・芸術文化と地域の可能性を模索するトークセッションなどが行われました。

映画館が少ないこの地域で「映画を集まって観る」ことや、クリエイターからみた地域の特有性、映画の持つ問を見つめる力など、映画をはじめとした芸術を通じて地域にもたらされる豊かさを考える機会となりました。





双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ(町長メッセージ)

2月1日HP更新

—ふるさと双葉町を未来に繋ぐ—

令和6年の新しい年を迎えてから早いもので1カ月が経ち、一年で一番寒い季節を迎えました。

元旦の朝には、約150人の皆さまと産業交流センターの屋上より、水平線から昇ってくる初日の出を拝み、双葉町の復興と町民の皆さまの無病息災を祈願しました。しかし、その夕方には石川県能登地方を中心とした最大震度7の能登半島地震が発生しました。家屋の倒壊や津波の襲来、大規模火災や土砂崩れの発生と大きな災害が重なり合うように起き、報道等で映し出される映像は東日本大震災を思い出させる惨状であり、多くの方が犠牲となりました。亡くなられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、被災された皆さまに対して心よりお見舞い申し上げます。双葉町としても情報収集を行い、できる限りの支援をしていきたいと思っております。

さらに2日には羽田空港滑走路内で日本航空機と海上保安庁の航空機の衝突炎上事故が発生し、新年早々に続いた大規模な災害と事故のニュースに胸が痛みました。

1月4日の仕事始めの式では、町の更なる復興と町民の皆さまのご健康とご多幸を祈願し、双葉ダルマに目入れを行い職員に対し、町長就任からの出来事を振り返りながら、「令和6年は、5月に駅西住宅86戸の全てが完成し、居住人口が加速する。さらに町民の皆さまが戻って来るためにはどのような施策が必要なのか、住民帰還を促進するため、双葉町の職員としてどのように町を復興させたいのか一人一人が考えてほしい。まだまだ厳しい状況は続くが、本年も職員の先頭に立ち、チーム双葉として一丸となって全力で町の復興に取り組んでいきたい」と令和6年のスタートにあたって訓示を行いました。

また同日、東京電力ホールディングス(株)小早川智明代表執行役社長が双葉町役場を訪問した際に(1)福島第一原子力発電所の廃炉については、早期かつ着実な廃炉の実施、廃炉作業における安全対策の徹底(2)町民の被害実態に即した賠償の実施(3)双葉町の復旧・復興に向けた取り組みへの協力関係等について要求書を手渡ししました。

次ページへ続きます 

1月6日は双葉町役場庁舎において「令和6年はたちを祝う会」を開催し、9人の二十歳を迎えた方々をお祝いしました。今年二十歳を迎えられた皆さんからは「双葉町の復興のために将来は町職員として働きたい」、「双葉町より避難先での生活の方が長くなってしまったが、ふるさとは双葉町です」などの声が聞かれ、感慨深く思うとともに、さらにまちづくりを前に進めていかなければと決意を新たにされた次第です。

また同日、賀詞交換会を開催し、福島県選出の国会議員、双葉郡選出の県議会議員、町議会議員、行政区長、学校関係者、町内立地企業等、多くの方々にご臨席いただきました。

1月6日、7日の両日には新春恒例の双葉町ダルマ市が、JR双葉駅前広場において盛大に開催されました。両日とも天候にも恵まれ、13年ぶりとなる初發神社での奉納神楽大会をはじめ、巨大ダルマ引き、ダルマ神輿、町芸術文化団体連絡協議会による芸能発表会が行われました。町産業交流センターにおいては、町総合美術展・町民作品展が開催され、県内外に避難されている町民の皆さまや双葉郡内の方々、これまで双葉町に支援で来ていただいた方々などおよそ3,300人の大勢の来場者で賑わいました。

新春恒例の行事が終わり一息ついたところですが、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザが流行していることから感染症予防対策に十分留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町公式X(旧Twitter) から

豆まき

2月2日、町立小学校と町立幼稚園では豆まきが行われました。鬼になった子どもや先生もとても楽しそうで、にぎやかにすごしたひと時でした。

豆をまいたのは年女の5年生の児童です。



令和6年東日本大震災双葉町追悼献花場の設置について

2月1日HP更新

双葉町では、東日本大震災により犠牲になられた方々への哀悼の気持ちをささげていただけるよう、以下のとおり追悼献花場を設置します。

とき

3月11日(月) 午前9時～午後4時 (開場:午前9時)

ところ

双葉町産業交流センター 大会議室
(双葉町大字中野字高田1番地1)

内容

ご遺族の方々をはじめ、多くの方々による会場内に設置した祭壇への自由献花

その他

- 当日午後2時46分に会場において、黙とうを行います。
- 会場内ではインフルエンザ等の感染症拡大防止のための対策に取り組みますので、来場される皆さまにおかれましても、感染症対策へのご理解とご協力をお願いします。
- また、供花、供物、香典等のご辞退申し上げます。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



令和6年度 双葉町職員・任期付職員採用候補者試験 受験案内

2月1日HP更新

双葉町は、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。復興・復旧事業を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから職員および任期付職員の採用試験を実施します。

受付期間と試験日

受付期間	1月31日(水)～2月14日(水) 2月13日(火)までの消印有効
試験日	2月22日(木)(予定) ※応募者へ個別に通知します。

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)
- 申込用紙は、双葉町役場総務課にて交付します。また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。
- 申込書の提出先は、双葉町役場総務課となります。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

試験職種、受験資格および採用予定人員

No.	職種	受験資格		採用予定人員
1	一般行政職 (任期付職員)	任期付職員	パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる者 ※年齢、学歴は問いません。	若干名
2	土木職 (一般職員・任期付職員)	一般職員	昭和53年4月2日から平成14年4月1日までに生まれたもので、1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者 ※学歴は問いません。	若干名
		任期付職員	通算3年以上の土木職経験(設計、積算業務および発注、工事監督業務など)を有する者 ※年齢、学歴は問いません。	
3	保健師 (一般職員・任期付職員)	一般職員	昭和53年4月2日から平成14年4月1日までに生まれたもので、保健師の資格を有する者 ※学歴は問いません。	若干名
		任期付職員	通算3年以上の職務経験を有する保健師資格免許所有者 ※年齢、学歴は問いません。	

次ページへ続きます 

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の方法および内容

試験職種	試験内容
全職種	(ア) 論文試験…論理性、表現力をみる。 (イ) 口述試験…個別面接による人物評価

試験の期日および場所

試験期日	場所	合格発表
2月22日(木)(予定) ※応募者へ個別に通知	双葉町役場 (双葉町大字長塚字町西73番地4)	3月上旬頃 (予定)

合格者の発表、採用

- 合格者の発表は、令和6年3月上旬頃に双葉町役場掲示場に掲示するほか、合否の結果を受験者全員に通知します。
 - 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和6年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。(この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です)
※ 例えば、令和6年4月1日付けで採用された場合は、最低でも令和6年9月30日までの期間は条件付職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後、各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和6年10月1日以後になります。また、この条件付採用職員の期間に職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。
 - 任期付職員の任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの予定ですが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。
- 注意** 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

次ページへ続きます 

給与等

- 給料は町の条例等に基づき、学歴、職歴などにより調整のうえ決定します。なお、任期付職員については任期中の昇給はありません。
- 上記のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当などが支給されます。
- 勤務時間は、1週間あたり38時間45分で、年末年始(12/29～1/3)、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- 年次有給休暇、特別休暇などの各種休暇制度が適用されます。

勤務先

本庁または支所に配属されます。

受験手続き

(1) 申込用紙等の請求

申込用紙等は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「**職員採用候補者試験申込用紙請求**」または「**任期付職員採用候補者試験申込用紙請求**」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封して、双葉町役場総務課へ郵送してください。

※ いわき支所、郡山支所、埼玉支所での申込用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

※ 申込用紙はダウンロードすることができます。

【申込用紙】

▶ 福島県双葉町職員採用候補者試験申込書(様式) [PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/01.pdf>



▶ 福島県双葉町職員採用候補者試験申込書(記載例) [PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/02.pdf>



▶ 福島県双葉町任期付職員採用候補者試験申込書(様式) [PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/03.pdf>



▶ 福島県双葉町任期付職員採用候補者試験申込書(記載例) [PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/04.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 職務経歴書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/05.pdf>

▶ 職務経歴書(記載例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/06.pdf>

▶ 誓約書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/07.doc>

▶ 面接カード [Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13633/08.xlsx>

(2) 申し込み方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。また、郵送により提出する場合は、封筒の表に「**職員採用候補者試験申込**」または「**任期付職員採用候補者試験申込**」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【必要書類】

- 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号:120ミリ×235ミリ)
- 職務経歴書
- 履歴書(市販のものでも可、必ず写真貼付)
- 誓約書
- 面接カード

【提出期限】 2月14日(水) ※郵送の場合は、2月13日(火)までの消印有効

試験結果の開示

試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

なお、請求できる時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)で、期間は合格発表の日から起算して1カ月以内となっています。

【問い合わせ先】

〒979-1495 双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124



郡山市からのお知らせ

3月1日から戸籍謄本などの取得がしやすくなります

【戸籍謄本などの戸籍証明書等の広域交付】

2月5日HP更新

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)により、戸籍制度の一部が変更となります。

戸籍謄本などの戸籍証明書等の広域交付ができるようになり、婚姻届などへの戸籍謄本の添付が不要となります。

▶「戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)」(法務省ホームページ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html



戸籍謄本などの戸籍証明書等の広域交付

3月1日から**本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍謄本などの戸籍証明書等を取得することができるようになります。**

広域交付の請求ができる方

注意 窓口の請求しかできません。

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など(直系尊属)
- 子、孫など(直系卑属)

※ 代理人請求や第三者請求はできません。

※ 亡くなられた配偶者の婚姻前の戸籍を配偶者が請求する場合、第三者請求となるため、本籍地の市区町村にご請求ください。

※ **郵便請求やオンライン請求では交付できません**ので、本籍地の市区町村にご請求ください。

広域交付の請求ができる戸籍証明書等の種類

- 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)
- 除籍謄本(除籍全部事項証明、改製原戸籍謄本)

※ 戸籍抄本(戸籍個人事項証明)、除籍抄本(除籍個人事項証明、改製原戸籍抄本)の請求はできません。

※ 戸籍の附票、身分証明書、独身証明書等は請求できません。

次ページへ続きます

本人確認の方法

マイナンバーカード、運転免許証など官公庁発行の顔写真付き本人確認書類

※ 健康保険証や年金手帳など、顔写真のない本人確認書類では、広域交付の請求ができません。

交付手数料

交付地の市区町村で定めた金額となります。

戸籍届出時の戸籍謄本の添付省略について

3月1日から戸籍届出時における戸籍謄本の添付が不要となります。

(例) 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子縁組届、入籍届、転籍届、分籍届など

注意 税証明書請求時の請求権の確認など戸籍届出以外のものに必要となる戸籍謄本等は添付の省略ができません。

問い合わせ

市民部 市民課

TEL 024-924-2131

●三条市における戸籍証明書等の広域交付について

市民窓口課 市民総合窓口係までお問い合わせください。

なお、広報さんじょう3月1日号にも掲載予定です。

三条市 市民窓口課 市民総合窓口係 TEL 0256-34-5540

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2024.2.7現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511